

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北九州市小倉南区上曾根新町12番12号
 氏 名 株式会社坪井商店
 代表取締役 坪井 靖明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川



許可の年月日 令和 2年 8月 28日

許可の有効年月日 令和 7年 8月 27日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかなこと。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上7品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月28日 更新許可

平成17年 8月 8日 変更許可により取扱品目（ガラスくず等（自動車等破碎物を除く）、木くず、ゴムくず、繊維くず）の追加

平成17年 8月28日 更新許可

平成22年 8月28日 更新許可

平成27年 8月28日 更新許可

令和 2年 8月28日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 北九州市 許可番号 07610016110 以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。